

諮問番号 : 令和6年度諮問第4号(令和6年12月13日付け)

答申番号 : 令和6年度答申第4号(令和7年3月27日付け)

答 申

審査請求人〇〇が令和6年9月4日付けで提起した処分庁岐阜県知事による特別児童扶養手当認定請求却下処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

令和〇年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に対し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき、審査請求人が監護する子(以下「本件児童」という。)が法第2条第1項に規定する障害児であるとして、特別児童扶養手当認定請求(以下「本件請求」という。)をした。当該請求を受けた処分庁は、本件処分によりこれを却下した。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消しを求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、おおむね次のように主張し、本件処分の取消しを求めている。

- 1 本件児童は〇〇〇〇による感覚過敏があり、たくさんの人が集まる学校が苦手であるため、学校に行けたり行けなかったりしている状況にある。通学する場合も、朝起きてから決めており、大人の送り迎えが必要な状況であり、本件児童の祖父母の協力を得ながら送迎している。また、学校に行けない日は〇〇〇〇に行くか、〇〇〇〇にいる状況である。

診断書だけでは判断しきれないことがあり、日常生活に著しい制限を受けてい

る。

- 2 審査請求人の妻は〇〇〇〇勤務をしていたところ、本件児童の祖父母も高齢になりいつまでも頼ることは難しく、このような状況で妻も仕事を続けていくのは難しくなっている。本件児童の介助が不必要であれば、妻は現在の仕事を続けることも可能であるが、本件児童が日常生活に制限を受けていることで妻が仕事を辞めて〇〇〇〇に転職することはやむを得ないと判断したところである。このため、世帯収入は減少するため、再審査をしていただきたい。
- 3 昨今、共働き世帯が増えているが、上記のとおり正社員で働くのはもちろんフルパートで働くことも難しい状況は必ずしも他の世帯と平等とはいえず、再度検討して認定していただきたい。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

提出された特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）の記載内容からは、本件児童の障害の状態が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に至っているとは認められない。

したがって、本件児童の障害の状態について処分庁が「非該当」とした本件処分に違法又は不当な点はない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

令和6年12月13日	諮問
令和7年 3月 7日	審議（第26回第1部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 法

ア 法第2条は、用語の定義について、次のとおり規定している。

「第2条 この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2から4まで 略

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」

イ 法第3条は、支給要件について、次のとおり規定している。

「第3条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する（その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。

2から5まで 略

ウ 法第5条は、認定について、次のとおり規定している。

「第5条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。

2 略

エ 法第39条の2は、事務の区分について、次のとおり規定している。

「第39条の2 この法律（第22条第2項及び第25条（第26条の5においてこれらの規定を準用する場合を含む。）を除く。）の規定

により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理すること
とされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第
1号法定受託事務とする。」

- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。
以下「令」という。）

ア 令第1条は、法第2条第2項、第3項及び第5項の政令で定める程度の障
害の状態について、次のとおり規定している。

「第1条 略

2 略

3 法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第3
に定めるとおりとする。」

イ 令別表第3は、法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態に
ついて、別紙のとおり規定している。

- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第3
8号。ただし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則等の一部を改
正する省令（令和6年厚生労働省令第99号）第1条の規定による改正前のも
の。以下「規則」という。）

ア 規則第1章第1条は、認定の請求について、次のとおり規定している。

「第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第13
4号。以下「法」という。）第5条の規定による特別児童扶養手当（以
下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、
特別児童扶養手当認定請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添
えて、これを都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第
252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域
内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第10条
第2項、第15条、第16条、第25条、第26条、第28条第2項及
び第29条を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければ
ならない。

一 略

二 支給対象障害児が法第2条第1項に規定する状態にあることに関す
る医師又は歯科医師の診断書及び当該状態が別表に定める傷病に係る
ものであるときはエックス線直接撮影写真

三から七まで 略

イ 規則第1章第15条は、市町村長の経由について、次のとおり規定している。

「第15条 この章の規定によつて請求書、届書又は申請書を都道府県知事に提出する場合においては、当該受給資格者又は受給者の住所地の市町村長を経由しなければならない。」

ウ 規則第2章第18条は、認定請求の却下通知について、次のとおり規定している。

「第18条 都道府県知事は、認定の請求があつた場合において、受給資格がないと認めたときは、特別児童扶養手当認定請求却下通知書（様式第12号）を請求者に交付しなければならない。」

エ 規則第2章第25条は、経由について、次のとおり規定している。

「第25条 都道府県知事は、この章の規定によつて、通知書を交付し、特別児童扶養手当証書を交付し、若しくは返付し、又は特別児童扶養手当証書の提出を命ずるときは、当該受給者の住所地の市町村長を経由しなければならない。」

(4) 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）

局長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）は、令別表第3に該当する程度の障害の認定基準を定めたものである。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準（以下「処理基準」という。）として位置付けられている（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準について」（平成13年7月31日付け雇児発第502号・障発第325号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）参照）。

(5) 認定要領

ア 認定要領2は、障害の認定について、次のとおり定めている。

「2 障害の認定については、次によること。

(1)及び(2) 略

- (3) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

ア 1 級

令別表第3に定める「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうものであること。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであること。

イ 2 級

令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

- (4) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第2号）及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真（以下「診断書等」という。）によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。

(5) 略

- (6) 各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」によ

り行うこと。

なお、ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定については、
「特別児童扶養手当及び特別障害者手当等におけるヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定について」（平成10年3月27日障企第24号通知）に定める事項に留意して認定を行うこと。」

なお、規則様式第2号は、老齢福祉年金支給規則等の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第70号）第3条の規定により「削除」に改正されている。

イ 認定要領4は、傷害の認定に係る診断書等について、次のとおり定めている。

「4 傷害の認定に係る診断書等について

(1) 各傷病についての特別児童扶養手当認定請求書に添付する診断書は、別添2「特別児童扶養手当認定診断書」によること。

(2)から(5)まで 略」

(6) 認定要領別添1「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）

ア 認定基準第7節の1は、精神の障害による障害の程度の認定基準について、次のとおり定めている。

「1 認定基準

精神の障害については、次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。

精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様である。

したがって、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮する。」

イ 認定基準第7節の2は、精神の障害による障害の程度の認定要領について、次のとおり定めている。

「2 精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。

症状性を含む器質性精神障害、てんかんであって、妄想、幻覚等のあるものについては、「A 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害」に準じて取り扱う。

AからDまで 略

E 発達障害

(1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

(2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。

また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要

	なもの
--	-----

(4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」

(7) 行政手続法（平成5年法律第88号）

行政手続法第8条は、理由の提示について、次のとおり規定している。

「第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」

2 略

2 本件処分について

(1) 規則第1条は、法第5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児（法第3条に定める要件に該当する障害児をいう。以下同じ。）が法第2条第1項に規定する状態にあることに関する医師の診断書等を添付して、都道府県知事に提出すべき旨を規定している。また、認定要領2の(4)は、障害の認定は特別児童扶養手当認定診断書によって行う旨を定めている。したがって、特別児童扶養手当の受給資格について、支給対象障害児が令別表第3に定める程度の障害の状態にあるか否かに関する都道府県知事の認定は、提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らして、総合的に判断をするべきものであると解される。

よって、審査請求人の特別児童扶養手当の受給資格については、本件診断書の記載に基づいて検討をする。

(2) また、障害等級には重度のものから1級及び2級があるが（法第2条第5項）、2級に該当しなければ1級に該当しないことは明らかである。

そして、本件診断書のうち診断部分の「①障害の原因となった傷病名」の

欄には、「○○○○○○」と記載されており、これらの障害は発達障害に区分される（認定基準第7節の2のEの(1)）ことから、本件診断書に基づき、本件児童の障害の状態について認定基準第7節の2のE（発達障害）の2級の基準を踏まえ検討をする。

- (3) 本件診断書のうち、補足資料の「○○○○」の欄によれば、本件児童は○○○○○○とされているものの、診断部分によると、「○○○○」の欄は「○○○○○○」、「○○○○○○」及び「○○○○○○」について該当があり、所見では「○○○○○○○○○○」と記載されている。
- (4) 次に、診断部分によると、「○○○○」の欄は、「○○○○」と「○○○○」に該当があるが、「○○○○」、「○○○○」をはじめ他の○項目には該当がない。そして、補足資料の「○○○○」の欄によれば、それらの頻度はいずれも「○○○○」で、程度は「○○」（○○○○○○）である。
- (5) そして、発達障害の認定については、「社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う」ところ、診断部分の「○○○○」及び補足資料の「○○○○」の欄によれば、「○○○○○○○○」とされているのは「○○」及び「○○」の2項目が該当し、「○○○○○○○○」とされているのは「○○」の1項目が該当するものの、「○○」及び「○○」の2項目は「○○○○」であり、「○○」は「○○○○」であり、「○○」は「○○○○○」とされていることに加え、診断部分の「○○○○」の欄が、「○○○○○○○」ではなく、「○○○○○○○○」にとどまる。
- (6) 上記(2)から(5)までのことを総合的に判断すると、本件児童の日常生活に一定の問題や困難性があることは認められるものの、日常生活への適応にあたって援助が必要な程度を踏まえると、本件児童の日常生活が極めて困難であり、本件児童の障害の状態が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（認定要領2の(3)のイ及び認定基準第7節の1）にあると認めることはできない。
- (7) したがって、本件診断書の記載内容からは、本件児童の障害の状態が「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に至っているとは認められないから、本件児童の障害の状態について処分庁が「非該当」とした本件処分に違法又は不当な点はない。
- (8) なお、行政手続法第8条第1項本文が、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に同時にその理由を申請者に示さなければなら

ないとしているのは、拒否事由の有無についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項の規定により「提示される理由の程度は、許認可等の性質、当該法令の趣旨、目的に照らし決定すべきであるが、理由提示を義務付ける趣旨から、抽象的・一般的なものでは不十分で、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる（最高裁昭和38年5月31日2小判決・民集17巻4号617頁参照）。」（一般財団法人行政管理研究センター編「逐条解説行政手続法〔改正行審法対応版〕」（株式会社ぎょうせい、平成28年）149頁）とされている。

これを本件処分に係る「特別児童扶養手当認定請求却下通知書」（以下「本件通知書」という。）についてみると、本件請求を却下した理由として「〇〇〇〇症状、〇〇〇〇症状、〇〇〇〇及び〇〇〇〇等に該当項目があるものの、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とまでは認められないことから、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に規定する障害の程度と認定することができないため、非該当。」と記載されており、本件処分の理由を明確に認識し得る。したがって、本件通知書に記載された理由の程度が行政手続法第8条第1項の規定に直ちに違反しているとまでいうことはできない。

(9) 審査請求人の主張について

ア 上記第3の1の主張について

審査請求人は、本件児童が〇〇〇〇による感覚過敏があり、学校に行けたり行けなかったりすること、登校する場合も大人の送迎が必要であること等を述べ、本件診断書だけでは判断しきれない旨主張する。

しかしながら、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、上記第7の2(1)で述べたとおり、法第5条第1項の規定による認定の請求の際に提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らして判断を行うものである（なお、認定要領2の(4)には、特別児童扶養手当認定診断書のみでは「認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行う」旨規定しているところ、本件請求については、これまでに述べてきたとおり、本件診断書の記載内容に基づき判断を行うことができるから、特別児童扶養手当認定診断書のみでは認定が困難な場合に当たらない。）。

また、診断部分には、本件児童が〇〇〇〇であることが記載されており、〇〇〇〇〇〇こと及び〇〇〇〇〇〇ことが記載されていることからすれば、これらの記載は本件児童に係る審査請求人の上記の説明ともおおむね一致している。

してみれば、本件診断書だけでは判断しきれないとの審査請求人の主張には理由がない。

イ 上記第3の2及び3の主張について

審査請求人は、本件児童の介助のため妻がやむを得ず〇〇〇〇の仕事に転職することになり、世帯収入が減少する旨主張する（上記第3の2）。また、審査請求人の主張は、障害がある児童の父母は、他の世帯と比べて、正社員やフルパートで働くことが難しく、経済的な面で平等とはいえないため、本件処分を取り消して、特別児童扶養手当の受給資格の認定をすべきというものと解される（上記第3の3）。

しかし、本件児童の障害の状態が令別表第3に定める程度の障害の状態にないことをもって本件処分が行われたことは明らかであり、同表に定める障害の状態にあるかどうかの認定自体に世帯の収入の状況を勘案するような規定は、法、令、規則、認定要領及び認定基準のいずれにもないから、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った部会の名称及び委員の氏名）

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 大野正博、委員 山内沙絵子、委員 和田恵

令別表第3

一級	一	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
	三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	四	両上肢の全ての指を欠くもの
	五	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	七	両下肢を足関節以上で欠くもの
	八	体幹の機能に座つていてできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	九	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	十	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	十一	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二級	一	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
	三	平衡機能に著しい障害を有するもの
	四	そしやくの機能を欠くもの
	五	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	六	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	七	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	九	一上肢の全ての指を欠くもの
	十	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	十一	両下肢の全ての指を欠くもの
	十二	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	十三	一下肢を足関節以上で欠くもの
	十四	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	十五	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	十六	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	十七	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの